

音楽Ⅱ 合唱へのアプローチ ～群読から導かれる音楽的表現～

音楽科 原 大介

1. はじめに

今回は国立教育政策研究所が平成24年の報告書で提案した「21世紀型能力」の<思考力><基礎力><実践力>という三層構造と、次期学習指導要領のキーワードとして話題になっている「課題の発見と解決に向けて主体的・協同的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の活用を意識した授業作りの提案を行った。

小・中・高を通じて音楽の授業では、従来から「アクティブ・ラーニング」の手法はしばしば取り入れられてきたものであり、その効果も様々な場所で検証がなされてきているものではあるが、いざ教育現場に目を向けてみると、音楽科への風当たりの強さ（時間数や教員減）は相当なもので、音楽科の教員が苦勞をして積み上げてきたそれらの有効性が十分にアピールできているとは言いがたいのが現状である。

このような逆風の中で「思考」をつかさどるべき音楽という教科がいかにも有効であるかということを実証するために、「音楽を通して学ぶ」「音楽について学ぶ」「音楽をするために学ぶ」という3つの学びについて、この公開研で協議を進めることになった。

2. 研究協議会「教科としての「音楽」の可能性について」

この授業は上記した「アクティブ・ラーニング」の要素とともに、「群読」という国語科的な内容も加わったクロスカリキュラム的なプログラムであったこともあり、研究協議には、高校の教員だけでなく、小学校、中学校、他教科（地理）、教科書の出版社など様々な分野の方が集まってくださった。音楽教科の置かれた状況は他校、他校種でも厳しいものがあり、音楽の多様な価値観を協議し、教科としての存在意義を今一度確認することは最重要課題であるという意見の一致を見た。その中で「アクティブ・ラーニング」など、授業の工学的な分野は近年めざましい発展を遂げているが、それらによって「身につけてほしい力」に関しては、若干後追いの感があること、また小・中・高とつづく学習内容について、学習指導要領と教育現場のズレや、それにともなって浮かび上がる諸問題について、今一度整理して、その解決に向けた新しい学習内容を開発すべきではないかという方向性で話題が進んだ。

3. おわりに

音楽科学習指導要領では、「思考力」「判断力」「主体的に学習に取り組む態度」などの育成を重視するとともに、特に「歌唱」においては、ア)「歌詞の内容と関わらせて」「曲想を感じ取る」ことが指導内容としてあげられており、これは指導する側に「国語科的視点」を求めていることに他ならない。国語だけでなく、社会、語学などは音楽と密接に関係するものであり、「音」「聞くこと」と考えれば物理、数学、生物まで、さまざまな分野が関わってくる柔軟性が「音楽」という教科にはある。今後もそういった「音楽の面白さ」を実感し、生涯にわたる愛好心を育む授業を構築していきたいと思う。